

規制影響分析評価書

規制の名称	行政財産である漁港施設の貸付け対象者の認定
担当部局	水産庁漁港漁場整備部計画課
評価実施時期	平成 19 年 5 月
規制の内容・目的	【内 容】 国又は地方公共団体（漁港管理者を含む。）は、国有財産法及び地方自治法の規定にかかわらず、漁港管理者の認定を受けた民間事業者に、行政財産である漁港施設を貸し付けることができることとする。 【新設・改正の目的】 民間事業者の資金、経営ノウハウ等を活用し、高度な衛生管理、高い水準での鮮度保持等漁港施設の機能の高度化を図る。 【新設・改正の必要性】 食の安全に対する国民の関心の高まりなど、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した水産物の流通・加工体制の整備が緊急な課題となっており、水産物の流通・加工の基地である漁港においても、高度な衛生管理、高い水準での鮮度保持等を図る必要がある。 【根拠条文】 漁港漁場整備法第 37 条の 2（新設）
期待される効果	構造改革特別区域を設定することなく、国等は、行政財産である漁港施設を漁港管理者の認定を受けた民間事業者に貸し付けることが可能となることから、積極的な民間投資の期待、民間イニシアティブによる漁港施設の機能の高度化が促進される。これにより、国民への安全な水産物の供給に資する。
想定される負担	特になし。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段としては、現状維持があるが、その場合、これまでの特区法に基づき、特区による漁港施設の貸付けについて地方公共団体による特区計画の申請や内閣総理大臣の認定の

	手続きが規定されており、事務手続き等の煩雑さが伴うが、今般の特区の全国展開に当たっては、これらの手続きの必要が無くなる等、期待される効果の方が大きいと判断される。
備 考	平成 16 年 10 月から、構造改革特別区域において国等は、国有財産法又は地方自治法の規定にかかわらず、漁港管理者の認定を受けた民間事業者に、行政財産である漁港施設を貸し付けることができることとする特例措置が講じられているが、一定期間を経て行った特例の適用状況に関する調査において、弊害の発生が認められなかったため、「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」（平成 18 年 9 月 15 日構造改革特別区域推進本部）に基づき、特区における特例措置の全国展開を行うものである。
レビューを行う時期	